

労務通信

2013.4-5月号

4月以降の「雇用関係助成金」の改正と新設・統廃合

◆平成25年度から新体系に

厚生労働省は、4月から雇用関係助成金制度の一部について、既存の助成金で類似するものを統廃合するなどして、わかりやすく、活用しやすい制度体系に変更することを発表しました。



◆雇用調整助成金の改正点

雇用調整助成金と中小企業緊急雇用安定助成金が統合されて雇用調整助成金に一本化されますが、4月1日以降、以下のように一部内容を変更することが発表されています。

(1) 助成率の変更

- ・大企業 : 3分の2 (4分の3) → 2分の1
- ・中小企業 : 5分の4 (10分の9) → 3分の2

※ () 内の「労働者の解雇等を行わない場合、障害者の場合」も同様の助成率となる。

(2) 教育訓練(事業所外訓練)の助成額の変更

- ・大企業 : 4,000円 → 2,000円
- ・中小企業 : 6,000円 → 3,000円

(3) 円高の影響を受けた事業主に対する生産量要件緩和特例の廃止

◆日本再生人材育成支援事業奨励金の新設

また、4月以降も継続されるものとして、すでに1月より、重点分野(健康・環境・農林漁業分野等)の労働者(有期契約労働者等も含む)に対して、一定の職業訓練を実施した事業主や、被災地復興のために必要な建設関係の人材育成を行った事業主に向けて、以下のような助成金が実施されています。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ・ 正規雇用労働者育成支援奨励金 | ・ 海外進出支援奨励金(送り出し) |
| ・ 非正規雇用労働者育成支援奨励金 | ・ 被災地復興建設労働者育成支援奨励金 |
| ・ 海外進出支援奨励金(留学) | |

現在、平成25年度からの雇用関係助成金の内容が厚生労働省ホームページで公開されています。

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/minaosi_rifu.pdf

合同労務・合同労働保険事務組合 <http://www.godo.gr.jp/roumu/>
〒730-0051 広島市中区大手町5-17-13 TEL:082-504-0504, FAX:082-504-0505

奨励金情報

◆人材育成型労働移動支援奨励金（平成25年3月より）

人材育成を行う事業主の方へ訓練費用を助成する『日本再生人材育成支援事業』の奨励金をご存知でしょうか。平成25年3月より、新たに2つのメニューが追加されましたのでご紹介します。

人材育成型労働移動支援奨励金

再就職コース

…事業主都合で離職した労働者を、正規雇用の労働者として雇い入れ、その労働者に職業訓練（Off-JTのみ、またはOff-JTとOJTの組み合わせ）を行った場合に、賃金および訓練経費を支給。

出向コース

…労働者を出向または移籍により受け入れ、その労働者に職業訓練（Off-JTのみ、またはOff-JTとOJTの組み合わせ）を行った場合に、賃金および訓練経費を支給。

◎対象事業主

健康、環境、農林漁業分野等の事業を行っており、職業訓練計画を作成して、訓練を実施した事業主。

※対象分野：医療・介護、情報通信業、建設業の一部、製造業の一部など。

◎支給額

● Off-JT 分の支給額

賃金助成・・・1人1時間当たり 800円（上限1,200時間）

経費助成・・・1人当たり 30万円を上限

● OJT 分の支給額

実施助成・・・1人1時間当たり 700円（上限680時間）

※1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円です。

◆若者チャレンジ奨励金（平成25年度末までの時限措置）

35歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習（OJT）と座学（Off-JT）を組み合わせた訓練（若者チャレンジ訓練）を実施する事業主へ支給されます。

若者チャレンジ奨励金

訓練奨励金

…訓練実施期間に訓練受講者1人当たり、1ヶ月15万円支給。

正社員雇用奨励金

…訓練終了後、訓練受講者を正社員として雇用した場合に、1人当たり1年経過時に50万円。2年経過時に50万円（計100万円）支給。

◎若者チャレンジ訓練の対象者

35歳未満の若者であって、以下のいずれにも該当する者

- 過去5年以内に訓練を実施する分野で、正社員としておおむね3年以上継続して雇用されたことがない者であって、登録キャリア・コンサルタントによりジョブ・カードの交付を受けた者。
- 訓練を実施する事業主と期間の定めのある労働契約を締結する者。

主な手続の流れ

訓練実施
計画の届出

- ・ 訓練実施計画作成。
- ・ 労働局へ提出。

訓練開始日の1ヶ月前

訓練実施
計画の確認

訓練受講者の
選考・決定

- ・ ハローワーク等へ
求人提出、募集。

(事業主の直接募集も可)

訓練実施

支給申請

- ・ 支給申請書を
労働局へ提出。

終了から2ヵ月以内

※ 正社員雇用奨励金の支給申請は、訓練修了者を正社員として雇用した日から起算して1年または2年経過した時点で、2ヶ月以内に行う必要があります。

若者チャレンジ奨励金は、雇用保険適用事業主であることが要件となっています。その他にも要件がございますので、詳細は厚生労働省のホームページまたは当事務所までお問い合わせください。また、この奨励金は平成25年度末までの時限措置となっており、支給額が予算額に達する見込みとなった時点で、申請の受付が中止される可能性がございます。奨励金受給をお考えの事業主様は、お早めに『訓練計画』の届出をされることをお勧めします。

事務所よりひとこと

◆『労務通信』をホームページに公開します。

毎月GO&DO通信と一緒にお届けしております『労務通信』ですが(一部を除く。)これまで以上に幅広いお客様へ情報を提供するため、今月号より合同労務のホームページ上で公開することにいたしました。毎月、わずかな内容ではありますが、法改正情報を中心に事業主のみなさまへ、旬な情報をお届けしてまいります。また、ホームページにおいてGO&DOグループ各社の開催セミナーも公開されておりますので、ぜひ一度アクセスしてみてください。

アドレスはこちら



合同労務



で検索!